

## 特定疾患医療受給者証交付申請書等のデータ入力業務委託（仕様書）

### 1 委託業務内容

(1) 委託者：香川県 健康福祉部 健康福祉総務課

(2) 委託業務

- ・委託業務名：特定疾患医療受給者証交付申請書等のデータ入力業務
- ・委託内容：特定疾患医療受給者証交付申請書等のデータ入力

(3) 委託期間：契約日～平成18年9月29日まで

### 2 委託業務内容の詳細

(1) データ入力場所

- ・香川県庁北館3階第7会議室にてデータ入力を行う。
- ・個人情報保護の関係により、第7会議室に設置するパソコン（県で準備）で入力作業を行うこととなります。

(2) 入力作業及び作業時間

- ① 特定疾患医療受給者証交付申請書の入力 …約 5,700 件
  - ・臨床調査個人票（41種類） …約 4,300 件
- ② 個人情報保護に配慮するため、「特定疾患医療受給者証交付申請書」と「臨床調査個人票」のデータ入力は分割して委託はしない。（1社に委託する）
- ③ 「特定疾患医療受給者証交付申請書」は現時点の登録内容に変更箇所のみ変更入力を行う。  
「臨床調査個人票」は全て新規にデータ入力を行う。
- ④ 安定した入力件数の確保が難しいため、入力従事者数・入力時間に調整が必要である。（入力件数は初期は少なく、中盤に最大となることと、データ入力のための前処理状況により入力できる書類の種類、数量に変動がある。）
- ⑤ 入力数量・期間は定期的に連絡するとともに、入力従事者に随時報告する。
- ⑥ 入力従事者は1名から3名までとする。（パソコン3台を県で用意し、従事者は入力と照合を行うこととする）。
- ⑦ データ入力を行う情報は極めて重要な個人情報であるため、申請書類・データ等の持ち出しはできない。
- ⑧ 正規社員でデータ入力を行い、個人情報等の機密保持に十分な注意を行うこと。
- ⑨ 県庁会議室の使用は8：30～17：15までとする。
- ⑩ 委託業務はデータ入力だけではなく、入力結果と書類の内容との照合まで行うこととする。